

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

全国健康保険協会岡山支部
支部長 國定 剛

1. 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度郵便物等の郵便局への運搬業務委託
(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
(3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
（ただし、土日祝日および12月29日から1月3日を除く。）
(4) 履行期限 仕様書による
(5) 入札方法 総価にて入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に該当しない者であること。
(2) 令和7・8・9年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 「プライバシーマーク」又は「ISO/IEC27001」又は「JISQ27001」のいずれかの認証を取得、又は社内規程等において、それに準ずる取扱い（個人情報保護に関する取扱い等）を定めていること。（社内規程等において定めた内容を以て競争参加資格を有する者については、別途参加資格の有無について事前審査を行う。）
(4) 委託業務を実施するための荷台が施錠できる車を自社保有し、荷物等の運搬を主とした業務を行っており、岡山県内での業務実績を有すること。
(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
(7) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
(8) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
(9) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について、国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
(10) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部 企画総務グループ
電話 086-803-5781 担当 小野
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
- (2) 入札書の受領期限等
期 限 令和8年2月19日（木）17時00分
（郵送する場合も、上記日時までに必着とする。）
提出場所 上記3.(1)と同じ
- (3) 開札の日時及び場所
日 時 令和8年2月20日（金）10時00分
場 所 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル1号館8階
全国健康保険協会岡山支部会議室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
(2) 入札保証金及び契約保証金 全額免除とする。
(3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和8年2月19日（木）17時00分

分までに提出しなければならない。入札者は、開札の前日までの間において、全国健康保険協会事務担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会岡山支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第32条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 本一般競争入札については、全国健康保険協会の令和8年度予算認可をもって業務委託が可能となることから不認可の場合については業務委託ができない場合があることを了承の上、参加すること。

【参考】全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2） 破産者で復権を得ない者

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させることができる者）

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2. 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3. 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。